

鎌倉市情報公開・個人情報保護審議会 第 7 号

平成 24 年 1 月 31 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

鎌倉市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第 9 条第 2 項第 4 号に規定に基づき、平成 24 年 1 月 13 日付鎌資源第 1033 号をもって諮問のありました事案につきましては、諮問の内容を適当なものと認め、ここに答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう、また条例の運用に当たっては、その個人情報の性質に鑑み、個人の権利利益を侵害することのないよう実施機関において十分な配慮を願います。

なお、事案の性質上、条例第 9 条第 3 項の規定による本人への通知は、省略することができるものと思料します。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用する記録の名称	利用する理由	利用先
30	高齢者いきいき課	要援護高齢者対策事務	登録者	総合福祉システムに記録された氏名、住所、生年月日	資源循環課が所管する声かけふれあい収集事務の執行に当たり、総合福祉システムへの登録の有無を確認することにより、高齢者の福祉の増進と行政事務の効率化を図るため。	資源循環課
31	資源循環課	声かけふれあい収集事務	対象者	声かけふれあい収集実施台帳の氏名、住所、生年月日、住民コード	高齢者いきいき課が所管する総合福祉システムを利用した要援護高齢者対策事務の執行に当たり、声かけふれあい収集の実施の有無を確認することにより、高齢者の福祉の増進と行政事務の効率化を図るため。	高齢者いきいき課